



（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

5 前項の規定により通知を受けた同一請求関係者市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二の二第一項の協議（以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。）について、議会にその

議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、基準日の翌日から起算して十日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議否決市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければ

**第五条** 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求を行う場合には、全ての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これらの者が代表者となるべき同項の規定による合併協議会の設置の請求が同一の内容であることについて、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事の確認を得なければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた同一請求関係市町村の長は、直ちに、当該請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを報告しなければならない。

4 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、全ての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨を全ての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

7 意見を付して付議しなければならない。

8 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行ふに当たつては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えるなければならない。

9 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日（以下この条において「基準日」という。）をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

10 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村（以下「この条例において「合併協議会設置協議否決市町村」という。）の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行つた日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協

14 ならない。

15 第十二項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

16 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

17 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

18 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、第一項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）

28	すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した場合に、前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、同一請求関係市町村の長は、その旨及び
29	合併協議会設置協議否決市町村の選舉管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときはこれを第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知するとともに、同一請求の結果が確定したときも、また、同様とする。
30	前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、その結果を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
31	合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
32	前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
33	第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効な投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなす。
34	すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、すべての同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効な投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

当該合併協議会の規約を第一項の代表者（第十項の規定による請求があつた場合には、第二項及び第十五項の代表者）に通知しなければならない。

すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関する必要な事項は、政令で定める。

地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者については、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十六条第一項第一号中「されている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十二条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。」とあるのは「されている者」と、同項第三号中「都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、」とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二第十一項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「直ちに裁決書の写し又は」とあるのは「直ちに」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」と

31 あるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

32 第四章第二節の規定（過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定を除く。）は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選舉管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。この場合において、民事訴訟法第二百五十五条第二項中「最高裁判所規則で」とあるのは「選舉管理委員会が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

33 政令で特別の定めをするもの除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。（地方自治法第一百二条の二第一項の議会に関する特例）

34 第五条の二 合併請求市町村又は合併対象市町村の議会が地方自治法第二百二条の二第一項の議会である場合における第四条第五項の規定の適用については、同項中「六十日以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とする。

35 同一請求関係市町村の議会が地方自治法第二条の二第一項の議会である場合における前条第六項の規定の適用については、同項中「六十日以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とする。

36 第六条 合併市町村基本計画の作成及び変更

一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均等ある発展を図るための基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均等ある発展に特に資する事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

1 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均等ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならぬ。

2 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

3 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

4 第四条第十八項又は第五条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六ヶ月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は第五条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

6 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

7 第六項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二条第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合は、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第二百二十二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

8 第四項の規定は、第六項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について適用する。

**第七条** 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市との区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもののについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

(議会の議員の定数に関する特例)

**第八条** 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第九十九条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口)によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(○・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、○・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が○・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第四項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

第一項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用

については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項若しくは第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第二項」とあるのは、「市町村の合併の特例に関する法律第八条第二項」と、同法第八百十一条第三項中「地方自治法第九条第三項又は第九十条第三項」とあるのは、「市町村の合併（同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第一項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかるらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第四項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「市町村の合併の特例に関する法律第八条第五項において準用する同条第二項」とする。

第一項又は第四項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

ものとする。ただし、第三項において準用する前条第四項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

3 前条の規定は、前条第一項の協議が成立した場合には適用しない。

4 第一項又は前項において準用する前条第四項の協議については、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任したこととした場合について準用する。

5 第十二条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

6 第十三条 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうちには、地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項及び次条第四項第一号において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市

町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十五条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十二条の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十五条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

**第十四条** 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一つの合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十五条の三第一項の規定にかわらず、当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあっては、当該六ヶ月を経過する日までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあっては、当該六ヶ月を経過する日までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

3 第一項の場合における経費の分賦金に関する規定  
同一の数である場合には、当該規約において定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

4 第二項の場合における経費の分賦金に関する規定  
第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。  
（一）前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する者が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合  
（二）次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日（そのうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長（同法第二百九十二条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）次項及び次条において同じ。）に第一項の規定の適用について異議の申出があった場合

5  
一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合  
前項第二号の異議の申出があつた場合には、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体（当該異議の申出をした地方公共団体を除く。）の長に通知しなければならない。

**第十五條** 合併関係市町村の長は、地方自治法第  
項の場合における一部事務組合又は広域連合の  
規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政  
令で定める。

第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併關係市町村以外の地方公共団体（次項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合を組織してゐる場合において、市町村の合併について同法第七条第一項又は第三項の規定による申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならぬ。

**(地方税に関する特例)**  
**第十六条** 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村が相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日ににおいて地方税法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が

三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十五万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号への規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過するまでの間は行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

3 合併関係市町村のいづれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村（首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第三十八条法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開發整備法（昭和四十年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある都市（以下この項及び第二十一条第一項において「指定都市」という。）及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第四項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する既成市街地又は中部圏開發整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。）である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村がある市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年（当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。）翌年の一月一日において特定市町村である市のある合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地（地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）で当該市町村の合併が行われた日前において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であったもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分（当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域

内に所在することとなつた場合にあっては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を同法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。  
**(地方交付税の額の算定の特例)**  
**第十七条** 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十号)に定めるところにより合併市町村に対し毎年度交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度については、同法及びこれに基づく総務省令で定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下つないよ

うに場合に算入する額の合算額を、(はたらく)うに算入した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。  
(地方債についての配慮)

第一回 合併市町村又は合併町村を合併する都道府県が合併市町村基本計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特

**第十九条** 国は、合併市町村が市町村の合併が行  
別の配慮をするものとする。  
(災害復旧事業費の国庫負担等の特例)

われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に關し市町村の合併により不利益を受ける結果となる場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第百四十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかるわらず、当該市町村の合併が行われなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

**第二十条** 市町村の合併により、当該市町村の合  
(流域下水道に関する特例)

併前に下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二十三第一項の事業計画に係る流域下水道（同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）

により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（同法第二十五条の二十二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、同項の協議に係る都道府県）及び全ての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の二十三第七項において準用する同条第一項の規定により変更したときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

前項に規定する都道府県（下水道法第二十五条の二十二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、当該市町村）は、前二項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。  
（都道府県の議員の選挙区に関する特例）

**第二十一条** 市町村の合併に際して都道府県の議員の選挙区に関する必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一一般選挙により選挙される当該都道府県の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が從前属していた選挙区の区域（指定都市である合併市町村にあっては、指定都市である合併市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の区域が從前属していた選挙区の区域。次項において同

じ。)を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併市町村の区域が從前属していた選挙区の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ從前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて數開票区を設けるものとする。

#### (地域審議会)

**第二十二条** 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に關し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(次項において「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に關し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

**(地域自治区の設置手続等の特例)**

4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

**第二十三条** 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であるところにより、それを合併市町村の区域による地域自治区」というを設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方

自治法第二百二条の四から第二百二条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

#### (地域自治区の区長)

**第二十四条** 市町村の合併に際して設ける合併關係市町村による地域自治区(以下この条及び次条において「合併に係る地域自治区」といいう。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要な事項を定めるときは、合併關係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に關し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、二年以内において合併關係市町村の協議で定める期間とする。

4 第一項及び前項の協議については、合併關係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併關係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 合併市町村の長は、区長と異なることができない。

7 合併市町村の長は、区長と異なることができない。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反

の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち、区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (合併特例区の設置)

**第二十五条** 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第一百十九号)第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるものとし、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第二十一条第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併關係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第二条に規定する住居の表示についても、同様とする。

**第二十六条** 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併關係市町村の区域であつた地

域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めると認められるときは、合併關係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併關係市町村の区域であつた区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併關係市町村の議会の議決を経なければならない。

3 第二十七条 合併特例区は、地方自治法第一条の三第一項の特別地方公共団体とする。

**第二十八条** 合併關係市町村は、第二十六条规定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併關係市町村が一つの都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣)次項並びに第三十二条第四項及び第五項において同じ。の認可を受けなければならない。

#### (合併特例区の設置)

2 都道府県知事は、前項の規定に基づく認可を行ふ場合は、地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づく処分に併せて行わなければならぬ。

3 合併關係市町村は、第一項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

4 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

**第二十九条** 合併特例区が成立する際に合併關係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併關係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時において当該合併特例区が承継するものとすることができる。

2 前項の協議については、合併關係市町村の議会の議決を経なければならない。

**第三十条** 合併特例区は、合併關係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併關係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効



4 处理する事務であつて当該合併特例区の区域内に係るものに關し、合併市町村の長その他の機關若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機關又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に關する重要事項であつて合併特例区の区域内に係るものを作成し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聽かなければならない。

3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるとときは、適切な措置を講じなければならぬ。

4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に關する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

**第三十九条** この法律に定めるものほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規約で定める。

(合併特例区の職員)

**第四十条** 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

(合併特例区の休日)

**第四十一条** 合併特例区に対する地方自治法第四条の二の規定の適用については、同条第一項、第二項第三号及び第四項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。

(合併特例区の予算)

**第四十二条** 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。

2 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができます。

3 合併特例区の長は、必要に応じて、一會計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができる。

4 前項の暫定予算は、當該会計年度の予算を作成したときは、その効力を失うものとし、そのことができる。

暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

5 合併特例区の長は、第一項から第三項までの規定により予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

6 合併特例区の長は、前項の規定により合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めるなければならない。

7 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の長の承認を受けたときは、直ちに当該承認を受けた予算の要領を公表しなければならない。

(長期借入金等の禁止)

第四十三条 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(合併特例区の会計事務)

第四十四条 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

(合併特例区の決算)

第四十五条 合併特例区の長は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納係の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。

2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

4 合併特例区の長は、第二項の規定により決算を合併特例区協議会の認定に付するに当たつては、事業報告書の他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

5 合併特例区の長は、決算をその認定に關する合併特例区協議会の決定、第二項の規定による監査委員の意見及び前項に規定する書類と併せて、合併市町村の長に報告するとともに、当該決算の要領を公表しなければならない。

6 合併市町村の長は、前項の規定により決算の報告を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

7 合併特例区の長は、合併特例区協議会が第一項の規定による決算の認定をしない旨の決定をした場合において、当該決定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を合併特例区協議会に報告した上で、合併市町村の長に報告するとともに、当該措置の内容を公表しなければならない。

8 第六項の規定は、合併市町村の長が前項の規定により同項の措置の内容の報告を受けたときについて準用する。

(合併特例区に対する財源措置)

**第四十六条** 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の財務に関する規定の準用)

**第四十七条** 地方自治法第二百八条から第二百十一条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百十五条(第五号を除く)、第二百十六条、第二百二十一条、第二百二十二条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条までの、第二百二十八条第一項後段、第二百三十二条、第二百三十二条の二第三項から第五項まで、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十三条の二の七まで、第二百三十五条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十三条の二の三まで、第二百三十五条第一項及第十四条の二まで、第二百三十五条第一項、第二百三十五条の三から第二百三十五条までの、第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条までの、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三(第三項を除く)、第二百四十三条の三から第二百四十三条の二の七まで、第二百四十三条の二の八第一項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十四項、第二百四十三条の三及び第十七条第二項、第二百四十三条の二の七第一項及び第二項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。  
3 地方自治法第一百四十四条第二項及び第三項、第二百四十四条の二第二項から第十一項まで及び第二百四十四条の三の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項及び第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「合併市町村の区域内に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の二第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併構成員」と、「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得てする当該合併市町村の長の承認を受けなければならない」と、同条第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席議員」とあるのは「出席構成員」と、「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、合併特例区の区域内に住所を有する者は「合併特例区規則」と、同条第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第六項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「なならない」とあるのは「合併特例区」、同条第九項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「合併特例区」と、同法第二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区」は「合併特例区」と、同条第十項及び第十一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体は」と、同条第二項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、「住民」とあるのは「区域に住所を有する者」と、同条第三項中「關係普通地方公共団体の議会の議決を経なければ」であることは「關係普通地方公共団体の議決を経なければ」とあるのは「關係普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、「住民」とあるのは「区域に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区」であるが、前項において準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、合併特例区の長に対して審査請求をすることができる。

年法律第六十八号)の規定の適用については、同法第四十三条第一項中「審査庁が主任の大臣又は官内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三第二項に規定する府の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあつては、団体の長、管理者又は理事会)である場合にあつては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ」とあるのは「合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)」の第八十一条第一項又は第二項の機関に」と、同項第四号中「行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)」とあるのは「合併市町村の第八十一条第一項又は第二項の機関」と、「行政不服審査会等に」とあるのは「当該機関に」と、同項第五号、第四十四条並びに第五十条第一項第四号及び第二項中「行政不服審査会等」とあるのは「合併市町村の第八十一条第一項又は第二項の機関」と、第八十一条第一項及び第二項中「規定により」とあるのは「規定(市町村の合併の特例に関する法律の規定により読み替えて適用する場合を含む。)により」とする。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

**第四十九条** 合併特例区は、次に掲げる場合は、合併市町村の長の承認を受けなければならぬ。合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産(地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。)を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

2 不動産を信託する場合

3 前二号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の承認を受けなければならない。

一 法律若しくはこれに基づく政令又は合併特例区規則に特別の定めがある場合を除くほか、その権利を放棄する場合

三 合併市町村の条例で定める重要な公の施設につき合併市町村の条例で定める長期かつ独立的な利用をさせる場合

四 合併特例区がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(合併特例区の長の処分又は裁決(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号において同じ。)に係る)

(同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項における准用する場合を含む。)の規定による合併特例区を被告とする訴訟(以下この号において「合併特例区を被告とする訴訟」といって「合併特例区を被告とする訴訟」という。)に係るもの(除く)、和解(合併特例区の長の処分又は裁決に係る合併特例区を被告とする訴訟に係るもの(除く)、あつせん、調停及び仲裁に関する行為を行う場合の議決を経なければならない。

(報告等)

**第五十条** 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

2 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

(合併特例区の監査)

**第五十一条** 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出するところに必要があると認めるときは、当該措置の内容を合併市町村の監査委員から第四項の規定によるとともに、これらを公表しなければならない。

3 合併市町村の監査委員は、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置(次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。)を講じたときは、当該措置の長又は合併特例区協議会に通知しなければならない。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

8 合併市町村の監査委員から第四項の規定による勧告を受けた合併特例区の長又は合併特例区協議会は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を当該合併市町村の監査委員に通知しなければならない。この場合において、当該合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

9 合併市町村の長は、第二項の規定により監査の結果に關する報告の提出を受けたとき、第三項の規定により意見の提出を受けたとき、及び第六項の規定により意見の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区の解散)

5 第五十二条 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に關する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

6 合併市町村の監査委員は、第二項の規定による監査の結果に関する報告のうち、合併特例区の長又は合併特例区協議会において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

7 第五十三条 合併特例区の長は、第三十五条第二項において読み替えて準用する地方自治法第六条第三項、第四十一条において読み替えて適用する同法第四条の二第一項、第二項第三号及び第四項並びに第四十七条において読み替えて適用する同法第一百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

8 第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第四十九条第二項第二号、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四十四条第二項及び第三項並びに第二百四十五条の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則

9 第五十五条 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第一条に規定する住居を表示するときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

2 第五十六条 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第一条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもの(ほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする)。

2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設け

られた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるものほか、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとする。

**第五十六条** 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域についても、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(地方公務員法の適用に関する特例)

**第五十六条の二** 合併特例区の職員に対する地方公務員法第三章第六節の二及び第五章の規定の適用については、同法第三十九条の二第二項中「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは、「合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)の人事委員会又は規則(人事委員会を置かない合併市町村においては、合併市町村の規則)」をいう」と、同条第七項中「人事委員会規則」とあるのは、「合併市町村の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは、「合併市町村の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは、「合併市町村は」と、「その組織」とあるのは、「その合併特例区の組織」と、同法第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは、「合併市町村の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは、「合併特例区又は合併市町村は」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは、「合併市町村」と、同法第六十条第七号中「条例を定めている地方公共団体」とあるのは、「合併市町村が条例を定めている場合における当該合併特例区」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(政令への委任)

**第五十七条** この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

(国、都道府県等の協力等)

**第五十八条** 国は、都道府県及び市町村に対し、これらの求めに応じ、市町村の合併に関する助

言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

國及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間ににおける必要な調整を行うものとする。

公共的団体は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

(特別区に関する特例)

**第五十九条** この法律中市に関する規定(第十六条第二項及び第十七条の規定を除く。)は、特別区に適用する。

**第五章 訴則**

**第六十条** 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関する規定によると、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは、「合併市町村は」と、「その組織」とあるのは、「その合併特例区の組織」と、同法第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは、「合併市町村の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは、「合併特例区又は合併市町村は」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは、「合併市町村」と、同法第六十条第七号中「条例を定めている地方公共団体」とあるのは、「合併市町村が条例を定めている場合における当該合併特例区」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

くは奪取した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に記載した者が心身の故障その他の事由により請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者、又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、同条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に記載することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせざ又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。

二 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

くは奪取した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しによると、同条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令によると、同条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第六十一条** 第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

**第六十二条** 第二十四条第十三項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした区長は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条第六項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした合併特例区の長は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二条** この法律は、令和十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

**第三条** この法律は、この法律の施行の日以後に行われる地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併について適用する。



十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法）（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定  
平成二十四年四月一日

附 則（平成二三年五月二七日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二十四年九月五日法律第七二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第九条の改正規定、第一百九条の二を削る改正規定、第一百十一条、第一百二十七条第一項、第二百七条及び第一百五十条の二第一項の改正規定、第二編第一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十二条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定（同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十五条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十九条第一項、第二百九十五条の二第四項、第二百九十五条の四第四項、第二百九十九条の六、第二百九十九条の八第二項、第二百

九十九条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)の項の改正規定並びに附則第三条(第六号)、第八条及び第十一条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二五年五月三一日法律第二一号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によるることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二五年二月一一日法律第九三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年三月一日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月一四日法律第三四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の三の次に一条を加える改正規定、第二百五十三条の四の改正規定、第一編第十一章第

三節第四款の款名の改正規定、第二百五十二条の三の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の改正規定、第一編第十一章第

二節第四款の款名の改正規定、第二百五十二条の三の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の改正規定、第一編第十一章第

六の改正規定、第二編第十一章第三節第三款

改正規定、第二百五十二条の七第三項及び第二百五十二条の六の二の改正規定、第二編第十一章第三節第二款を同節第三款とする改正規定、第二百五十二条の二を第二百五十二条の二の二とする改正規定、第二百五十二条の六及び第二百五十二条の六の二の改正規定並びに第二編第十一章第三節第一款を同節第二款とし、同款の前に一款を加える改正規定並びに附則第四条、第九条、第十四条、第二十二条、第五十六条及び第七十条（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三条第一項、第四条第二項及び第五条第六項の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則（平成一六年六月一三日法律第六七号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十一条の規定 公布の日

（处分等の効力）

**第二十八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）

**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令等への委任）

**第三十条** 附則第三条から前条までに定めるもの（この法律の施行に関し必要な経過措置の罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人

事院の所掌する事項については、人事院規則で定める。

附 則（平成一六年六月一三日法律第六  
九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができることとされるものの取消しの訴え提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



